

年 月 日

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会 社 名 \_\_\_\_\_

事業所の名称 \_\_\_\_\_

## 施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

## ①再下請負通知書の提出

建設業法第24条7第2項の規程により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規程する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

## ②再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元 請 名			
発 注 者 名			
工 事 名			
監 督 員 名		権限及び意見 申出方法	
提 出 先 及 び 担 当 者			

(注) 下請負契約の総額が4,000万円(建築一式工事の場合は、6,000万円)以上となり、施工体制台帳の作成を要する工事は、全ての一次下請負人に対して書面により通知するとともに、この書面を作業所の見やすい場所に掲示する(第24条の7)。ただし、公共工事については下請金額の総額にかかわらず施工体制台帳を作成し、全ての一次下請に対して書面により通知するとともに、この書面を作業所の見やすい場所に掲示する。